

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務基本仕様書

1 事業概要

事業者は次の項目を十分理解し、以降に記載する業務を遂行すること。

(1) 事業名

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務

(2) 目的

舞鶴地区における医師偏在の解消に向けた包括的な診療体制構築へ向け、舞鶴地域麻酔診療支援センターに配属される麻酔科の医師が舞鶴市内の公的 3 病院（舞鶴医療センター、舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院）にて、効率的な勤務を支援するシステム構築を目指す。

(3) 履行期限

契約日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 基本方針

- (1) 舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステムは、厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの情報通信技術（ICT）の活用を目的とし、地域の病院（医療法 1 条の 5 第 1 項）連携を促進するために、医療機関が保有する医療情報システム等に格納されている診療情報を共有化し、またその連携を促進する機能により構築されるものとする。なお、本システム導入時においては舞鶴市内の公的 3 病院（舞鶴医療センター、舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院）の病病連携を基本とし、将来的に診療所、調剤薬局、在宅・介護施設等の連携を視野に構築すること。
- (2) 舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステムは、医療機関の電子カルテシステム、その他医療情報システム等に格納されている診療情報を共有化し、連携する医療機関が、複数の情報開示施設の診療情報を一画面上で把握することが可能な、N 対 N 連携を実現すること。
- (3) 本システムを導入した医療機関が施設基準の届け出を行うことで、「検査・画像情報提供加算」および、「電子的情報評価料」の算定が可能になるシステムであること。
- (4) 構築にあたっては、他地域で稼働実績のあるパッケージソフトをベースとし、以下に記載の要件に沿って構築されるものとする。

3 システム概要

(1) 情報開示施設

- ① 情報開示施設の各社電子カルテシステムと連携し、参照可能なビューワーを提供すること。
- ② 情報開示施設の各社画像システム（PACS）と連携し、参照可能なビューワーを提供すること。
- ③ 将来的に情報開示施設の各社画像等検査レポートシステム、医療各部門情報システム等と連携し、参照可能となる仕組みを備えていること。

(2) 参照施設

保有する機能については、提案を行うこと。

(3) 異なるネットワーク間の連携

将来的に他の地域との地域医療連携ネットワークシステムと接続を考慮し、異なるネットワークドメインのカルテ参照などが可能であればその内容について、提案を行うこと。

(4) 標準規格及びガイドライン

- ① 本業務では患者情報の安全を適切に担保するとともに将来の機能拡張に対応すべく、以下の標準規格及びガイドラインに適合していること。

a 標準規格

標準規格・患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書第一版（日本 HL7 協会）

厚生労働省標準規格に基づく標準マスタ医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）

厚生労働省電子的診療情報交換推進事業（SS-MIX）

b ガイドライン

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）

「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（総務省）

「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」（総務省）

「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」（経済産業省）

(5) ネットワークセキュリティ

- ① ネットワークセキュリティは医療情報システムの安全管理ガイドライン第 5.1 版に規定されている内容を満たしていること。

- ② データセンター、情報開示施設、参照施設間の通信環境については上記ガイドライン「6.11 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に従い安全かつ堅牢な技術を採用すること。

4 基本機能

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステムの基本機能については、本基本仕様書「2 基本方針」「3 システム概要」の内容を満たしたものとし、提案書に機能一覧表を添えて提案を行うこと。

5 その他機能

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステムの本基本仕様書「4 基本機能」以外のその他の機能については自由提案とし、提案書に機能一覧表を添えて提案を行うこと。

6 運用管理方法

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステムの運用管理方法については、提案を行うこと。

7 PCおよびタブレット等デバイス

端末として使用できるデバイス要件（機器の種類、OS 及びWEBブラウザの組み合わせ等）については、提案を行うこと。端末台数は、舞鶴医療センターはデスクトップ 2 台及びタブレット端末 1 台、舞鶴共済病院はタブレット端末 5 台、舞鶴赤十字病院はタブレット端末 5 台を想定する。

8 インターフェース

(1) SS-MIX2 標準化ストレージ

病院情報システムの更新や将来的に新たな地域医療連携システムへの切り替え等

が速やかに行われるよう、標準化技術を用いたインターフェースとすること。

(2) DICOM

PACS と DICOM Q/R に対応した連携ができ、DICOM 画像を受信できること。

(3) SS -MIX2 拡張ストレージ

将来的に、SS -MIX2 拡張ストレージを追加導入し連携する場合に備え、技術的に対応可能なシステムであること。

9 ネットワーク

(1) 情報開示施設

① 情報開示施設及びデータセンターの外部接続方法については、提案を行うこと。

② ネットワークセキュリティは医療情報システムの安全管理ガイドライン第 5.1 版に準拠し、且つ今後のガイドラインの改版にも対応できること。

(2) 参照施設

① 参照施設及びデータセンターの外部接続方法については、提案を行うこと。

② ネットワークセキュリティは医療情報システムの安全管理ガイドライン第 5.1 版に準拠し、且つ今後のガイドラインの改版にも対応できること。

10 導入・運用

(1) 開発・導入体制

① 本事業にて導入される製品は、電子カルテ情報及び画像情報を公開している導入（受託）実績があるものであること。

② 開発・導入体制については、各病院に過度な負担がかからない提案を行うこと。

(2) 操作研修・説明会

操作研修・説明会については、提案を行うこと。

(3) 保守・保守体制

保守内容・保守体制については、その内容と参考見積額を対応させた、提案を行うこと。特に保守内容については、契約時に各病院との認識が異ならないよう提案内容に詳細を記述すること。

11 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、発注者と受託者の協議のうえ、これを定めることとする。